

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月30日
【会社名】	株式会社リボミック
【英訳名】	RIBOMIC Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 義一
【本店の所在の場所】	東京都港区白金台三丁目16番13号
【電話番号】	03-3440-3745
【事務連絡者氏名】	執行役員財務経理部長 米林 涉司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区白金台三丁目16番13号
【電話番号】	03-3440-3745
【事務連絡者氏名】	執行役員財務経理部長 米林 涉司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月28日開催の当社第19回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更（発行可能株式総数拡大）の件

当社の発行可能株式総数は43,000,000株ありますが、2022年3月末日現在の当社発行済株式総数は28,559,340株となっております。当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、発行可能株式総数を増加させるものであります。

第2号議案 定款一部変更（電子提供制度）の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため当社定款を変更するものであります。

第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

188,294,588円

(2) 資本金の減少が効力を生ずる日

2022年8月2日（予定）

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

1,496,459,483円

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2022年8月2日（予定）

3. 剰余金の処分の内容

上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充てたいします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,684,754,071円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,684,754,071円

(3) 上記(1)(2)の効力を生ずる日

2022年8月2日（予定）

第4号議案 取締役4名選任の件

中村義一、大岩久人、西畑利明及び松藤千弥を取締役に選任するものであります。

第5号議案 監査役3名選任の件

藤井素彦、矢部豊及び藤井康弘を監査役に選任するものであります。

第6号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、監査法人保森会計事務所を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	123,189	11,613	-	(注)1	可決 87.90
第2号議案	129,062	5,740	-	(注)1	可決 92.09
第3号議案	128,048	6,732	-	(注)2	可決 91.38
第4号議案					
中村 義一	129,467	5,335	-	(注)3	可決 92.38
大岩 久人	130,246	4,556	-	(注)3	可決 92.94
西畑 利明	130,538	4,264	-	(注)3	可決 93.14
松藤 千弥	129,196	5,106	500	(注)3	可決 92.19
第5号議案					
藤井 素彦	130,025	4,777	-	(注)3	可決 92.78
矢部 豊	130,123	4,179	500	(注)3	可決 92.85
藤井 康弘	130,801	4,001	-	(注)3	可決 93.33
第6号議案	131,297	3,505	-	(注)2	可決 93.69

- (注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上